

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3149号)

令和7年1月27日

横情審答申第3149号

令和7年1月27日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

令和4年8月18日教南総第214号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定年月の特定小学校教諭による児童への体罰に関する事情聴取記録全2件（特定年月日1分及び特定年月日2分）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「特定年月の特定小学校教諭による児童への体罰に関する事情聴取記録全2件（特定年月日1分及び特定年月日2分）」を一部開示とした決定のうち、別表2に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和4年6月8日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号、第6号柱書及び同号エに該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

## (1) 旧条例第7条第2項第2号該当性について

ア 対象児童の氏名、年齢、家族、言動及び心身、その保護者の滞在場所、言動、主張及び内心並びにその他の児童に関する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。また、特定の個人を識別することができないとしても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当する。

イ 当該教諭の経歴及び校務分掌、対象児童の所属する学級の学習内容に関する情報並びにその他の教諭の氏名及び担当業務に関する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。

## (2) 旧条例第7条第2項第6号該当性について

ア 対象児童、その保護者及びその他児童に対する当該教諭及び校長の評価に関する情報は、公にすることにより、当該事案の関係者との信頼関係が損なわれ、教諭及び校長の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号柱書に該当する。

イ 当該教諭に対する校長の評価については、公にすることにより、校長と教諭との信頼関係が損なわれ、校長の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号柱書に該当する。

ウ 当該教諭の職名及び氏名並びに当該教諭及び校長の主張・内心に関する情報は、公にすることにより、教職員との信頼関係が損なわれ、不祥事等の発生の際に教職員が情報の提供に消極的になり、的確な情報収集やそれに基づく適切な指導を行いにくくなるなど、今後の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、本号エに該当する。

エ 処分の検討の進め方は、人事管理に関する情報であって、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、本号エに該当する。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 非開示とした部分があまりにも多く、旧条例の適用を誤っていると考える。特に処分決定のプロセスに不明な点が多く、個人情報を除く部分の開示を求める。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

##### (2) 教職員の懲戒処分及び人事的措置に係る事務について

実施機関では、教職員に非違行為又は義務違反行為があった場合、横浜市立学校職員分限懲戒審査委員会の審査の結果を踏まえて、懲戒処分又は人事的措置（一般的監督権に基づいて当該職員の義務違反行為を指摘し、将来を戒める措置）を行うか否か及びその内容について決定する。

当該審査の資料となる処分案は、当該教職員の勤務地を管轄する学校教育事務所の教育総務課が、事実確認を行った上で作成する。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、横浜市立特定小学校で発生した体罰事案（以下「本件事案」という。）に関し、特定学校教育事務所教育総務課が体罰を行った教諭（以下「本件教諭」という。）及び同校の校長に対し、事実確認のために行った事情聴取の記録であり、日時、場所、出席者、聴取内容等が記載されている。

実施機関は、本件審査請求文書のうち別表 1 に示す非開示部分 1 から非開示部分 15 までを旧条例第 7 条第 2 項第 2 号に、非開示部分 16 及び非開示部分 17 を同項第 6 号柱書に、非開示部分 18 から非開示部分 21 までを同号エに該当するとして非開示としているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。

(4) 旧条例第 7 条第 2 項第 2 号の該当性について

ア 旧条例第 7 条第 2 項第 2 号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、開示しないことができる旨を規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から除く旨を規定している。

イ 非開示部分 1 から非開示部分 3 まで、非開示部分 7、非開示部分 8、非開示部分 10、非開示部分 12 から非開示部分 14 まで及び非開示部分 18（以下「非開示部分 1 等」という。）について

非開示部分 1 には本件教諭の勤務歴が、非開示部分 2 にはその校務分掌が、非開示部分 3 には特定小学校での本件教諭の担任歴が、非開示部分 7 には本件

事案で体罰を受けた児童（以下「本件児童」という。）の関係児童による本件教諭に係る行動が、非開示部分8には本件事案発生時の授業内容が、非開示部分10には本件事案発生直後に本件児童への対応に当たった関係教諭の氏名及び職名が、非開示部分12には本件事案の発生日以外の日の本件児童の行動が、非開示部分13には本件児童と関係児童との関係性が、非開示部分14には本件児童の保護者の行動に係る事情聴取者の発言が、非開示部分18には本件教諭の職名及び氏名が記載されている。

体罰に係る被害児童の個人に関する情報は保護されなければならない、被害児童が特定されないよう慎重に配慮する必要があるところ、本件においては、これらの記載を開示すると、地域住民、学校関係者等が入手可能な情報と照合することにより、本件児童を特定することができるものと認められる。

したがって、非開示部分1等は、個人に関する情報であって他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

なお、非開示部分18について、実施機関は旧条例第7条第2項第6号エに該当すると主張するが、上記のとおりであるから、同号エについて判断するまでもなく、非開示が妥当である。

#### ウ 非開示部分4について

非開示部分4には、本件児童の氏名及び年齢が記載されている。これらの記載は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

#### エ 非開示部分5、非開示部分9及び非開示部分11について

非開示部分5には本件事案発生日以前の本件児童の様子が、非開示部分9には本件事案が発生した際の本件児童の行動が、非開示部分11には本件事案発生後の本件児童の身体の状態が記載されている。これらの記載は、個人に関する情報ではあるが、特定の個人を識別することができるものではなく、かつ、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められないため、本号本文に該当しない。

#### オ 非開示部分6及び非開示部分15について

非開示部分6には本件児童の保護者の発言や行動が、非開示部分15には本件

児童の在籍する学級のほかの児童の心身の状態が記載されている。これらの記載は、特定の個人を識別することができる情報ではないが、個人に関する情報であって、その人格と密接に関連し、通常他人に知られたいくないものであることから、公にすることにより、その権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(5) 旧条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 旧条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの・・・エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるものについては、開示しないことができる旨を規定している。

イ 非開示部分16について

非開示部分16には、本件児童やその保護者に関する本件教諭や校長の率直な評価や認識が記載されている。これらの記載は、公にすることにより、本件児童やその保護者との信頼関係が損なわれ、今後の本件教諭や校長の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、本号柱書に該当する。

ウ 非開示部分17について

非開示部分17には、本件児童への本件教諭の評価が記載されている。この記載は、問題を解く速さを評価しているにすぎず、公にすることにより、本件児童やその保護者との信頼関係が損なわれ、今後の本件教諭の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められないため、本号柱書に該当しない。

エ 非開示部分19について

非開示部分19には、本件事案に係る本件教諭及び校長の心情が記載されている。これらの記載は、公にすることにより、今後、体罰事案等が発生した場合の実施機関の調査に対し、教職員が情報の提供に消極的になり、的確な情報収集やそれに基づく指導が難しくなる等して、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、本号エに該当する。

オ 非開示部分20について

非開示部分20には、事情聴取者の質問に対する本件教諭の返答が記載されている。この記載は、質問に対して本件教諭が肯定の意を示したものにすぎないし、質問の内容は非開示とされていることから、公にすることにより、今後、体罰事案等が発生した場合の実施機関の調査に対し、教職員が情報の提供に消極的になるとはいえず、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められないため、本号エに該当しない。

カ 非開示部分21について

非開示部分21には、本件事案に係る今後の処理についての事情聴取者の本件教諭に対する説明が記載されている。この記載は、事情聴取の内容等を踏まえて懲戒処分及び人事的措置に係る判断がなされるという一般的な説明にすぎず、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められないため、本号エに該当しない。

(6) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を一部開示とした決定のうち、別表2に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 村上裕章、委員 嘉藤亮、委員 齋藤宙也

別表1 審査請求文書のうち実施機関が非開示とした部分

非開示根拠規定	非開示部分	
旧条例第7条第2項第2号	非開示部分1	本件教諭の勤務歴
	非開示部分2	本件教諭の校務分掌
	非開示部分3	特定小学校での本件教諭の担任歴
	非開示部分4	本件児童の氏名及び年齢
	非開示部分5	本件事案発生日以前の本件児童の様子
	非開示部分6	本件児童の保護者の発言や行動に係る記載
	非開示部分7	関係児童の行動

旧条例第7条第2項第2号	非開示部分8	本件事案発生時の授業内容
	非開示部分9	本件事案発生時の本件児童の行動に係る記載
	非開示部分10	関係教諭の氏名及び職名
	非開示部分11	本件事案発生後の本件児童の身体の状態に係る記載
	非開示部分12	本件事案発生日以外の本件児童の行動に係る記載
	非開示部分13	本件児童と関係児童との関係性に係る記載
	非開示部分14	本件児童の保護者の行動に係る事情聴取者の発言
	非開示部分15	本件児童の在籍する学級のほかの児童に係る記載
旧条例第7条第2項第6号柱書	非開示部分16	本件児童やその保護者に対する本件教諭や校長の評価や認識に係る記載
	非開示部分17	本件児童への教諭の評価
旧条例第7条第2項第6号エ	非開示部分18	本件教諭の職名及び氏名
	非開示部分19	本件教諭及び校長の心情に係る記載
	非開示部分20	本件教諭の返答
	非開示部分21	本件事案に係る今後の処理についての説明

別表2 実施機関が非開示とした部分のうち開示すべき部分

非開示部分	開示すべき部分
非開示部分5	3ページ 17行目2文字目から15文字目まで並びに39行目10文字目から16文字目まで、20文字目から32文字目まで及び34文字目から45文字目まで
非開示部分9	4ページ 24行目53文字目及び54文字目並びに25行目1文字目から8文字目まで及び34文字目から38文字目まで
非開示部分11	7ページ 13行目23文字目から26文字目まで及び33文字目、24行目25文字目、38文字目から43文字目まで及び50文字目並びに25行目1文字目及び2文字目
	8ページ 12行目10文字目、11文字目、18文字目及び19文字目、13行目2文字目から6文字目まで並びに31行目2文字目
非開示部分17	5ページ 7行目13文字目、14文字目及び24文字目から26文字目まで

非開示部分17	8 ページ 24行目12文字目から15文字目まで
非開示部分20	13ページ 19行目 2 文字目及び 3 文字目
非開示部分21	17ページ 24行目 6 文字目から25行目16文字目まで

(注意)

文字数は、1 行に記録された文字を左詰めにしして数える。記号は 1 文字と数える。空白は行、文字数に数えない。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 4 年 8 月 18 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 6 年 10 月 28 日 (第450回第二部会)	・審議
令和 6 年 11 月 25 日 (第451回第二部会)	・審議
令和 6 年 12 月 23 日 (第452回第二部会)	・審議